

町税に関するお知らせ

(住民税担当)
国民健康保険税の特別徴収が始まります

平成20年度から国保税の特別徴収が始まります。
対象となるのは、次の条件すべてを満たす方です。

●世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である

●国保世帯主が年額18万以上の年金を受給している

●国保世帯主の介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

該当する場合は、世帯主の年金から国保税が天引きされます。それ以外の方は、今までどおりの納付方法で納付をお願いします。

特別徴収対象者には、3月～4月ごろに徴収額などを記載した文書を送付いたしますので、ご確認ください。

(収納担当)
幡多地域に「租税債権管理機構」が設置されます

幡多地域の6市町村は、住民税・固定資産税・国保税など年々増加する滞納税を徴収する専門組織として「租税債権管理機構」を平成20年4月1日に設置することとしました。

町税の滞納者のうち「長期・高額・悪質」で徴収困難と判断した滞納案件を「租税債権管理機構」に移管します。

「租税債権管理機構」は、移管された滞納案件について市町村から独立して、独自に財産調査を行い、裁判所の許可を受けることなく財産の差し押さえが可能な徴収専門組織として滞納整理を行います。該当する滞納者には「租税債権管理機構」への移管予告通知を出したうえで「租税債権管理機構」へ引継ぎを行うこととしていますので、税の滞納がある方はご相談ください。

(収納担当)
税金の延滞金のはなし

納期限を過ぎて税金を納付していただく場合、納期内に納付した方との公平を図るため、延滞金を納付していただいています。

延滞金の割合

①納期限の翌日から1カ月を経過する日まで
次のいずれか低い割合となります。

- 年7.3%
 - 前年の11月30日の商業手形の基準割引率に年4%を加えた割合
- ※平成20年中の割合は4.7%となっております。

②納期限の翌日から1カ月を経過した以後
●年14.6%
このように延滞金は、たいへん利率が高いですので留意ください。

延滞金の目安

税額が2千円未満の場合には延滞金はかかりません。また、算出された延滞金が千円未満の場合にもかかりません。

せんが、納期内納付は厳守してください。

納税相談をお受けしています

事情により、町税（軽自動車税、固定資産税、町県民税、国民健康保険税）を納期内に納付できない場合には、毎月の分割納付や年金受給ごとの納付など、納付方法の相談を受けておりますので、お早めにご相談ください。

また、相談については、誓約書などが必要となる場合がありますので印鑑をお持ちください。

延滞金の計算方法

①納期限の翌日から1カ月間は4.7%（平成20年中）の割合で延滞金を計算します。

②1カ月を経過すると、14.6%の割合で延滞金を計算します。

③①と②を足した額が延滞金となります。

【例】

固定資産税第1期
金額1万5,100円
納期限が平成20年6月2日の納付を、平成20年12月26日に行った場合

延滞金の計算方法

- ① (税額：千円単位) × (経過日数) × (年率)
15,000円 × 30日 × 0.047 ÷ 365日 = 57円
(1円未満切捨て)
- ② (税額：千円単位) × (経過日数) × (年率)
15,000円 × 177日 × 0.146 ÷ 365日 = 1,062円
- ③ ① + ② = (延滞金)
57円 + 1,062円 = 1,100円 (100円未満切捨て)



(資産税担当)
**固定資産縦覧帳簿を縦覧で
 します**

固定資産税の納税者の方は、
 固定資産縦覧帳簿を縦覧し、
 自己の土地・家屋の価格（評
 価額）について、町内の他の
 土地・家屋と比較することが
 できます。

**土地、家屋価格等縦覧帳簿に
 記載されている内容**

土地価格等縦覧帳簿
 住所・地番・地目・地積・価格
 （所有者の記載はなし）

家屋価格等縦覧帳簿
 住所・家屋番号・種類・構造・床
 面積・価格・建築年
 （所有者の記載はなし）

縦覧の目的

他の人の土地や家屋の評価
 額と比較して、評価額が適正
 であるかどうかの確認を行う

縦覧の対象者

町内に所在する土地および
 家屋の納税者（代理人を含む）

縦覧の時に必要なもの

- 納税者本人／印鑑
- 代理人／代理人の印鑑と委
 任状または依頼者の印鑑

縦覧の期間

- 4月1日(火)から
 6月2日(月)まで
- *土・日、祝日は縦覧できま
 せん。

**同時に課税台帳の閲覧もで
 きます**

閲覧の対象者

- 納税義務者本人
- 借地人、借家人、その他収
 益の権利などを有する方（契
 約書など権利関係を示す書
 面が必要です。）

閲覧の時に必要なもの

- 納税義務者本人／印鑑
- 代理人／代理人の印鑑と委
 任状または依頼者の印鑑

○税に関するお問い合わせ

大方総合支所 税務課

☎ 43-2816 (直通)

収納係

☎ 43-4500 (直通)

佐賀総合支所 総務課 税務係

☎ 55-3113 (直通)

ねんきんコーナー

**住所・名字が変わった方は
 すみやかにご連絡を！**

**社会保険庁に届出している
 住所が現住所と違う方**

大切な「ねんきん特別便」
 をお届けできなくなりま
 す。住所の変更の届出を
 お願いします。

婚姻などで名字が変わった方

ご自身の記録に結びつく
 可能性のある『過去の年
 金記録』を探すためにも、
 お手持ちの古い年金手帳
 をご確認いただき、氏名
 変更のお届けをなされて
 ない方は、変更の届出を
 お急ぎくださいますよう
 お願いします。

変更の届出は

いずれの場合も、お手数
 ですが、次の各窓口へ申し
 出をお願いします。

● **国民年金に加入している方**

役場の国民年金担当窓口

大方総合支所 住民課

☎ 43-2800 (直通)

佐賀総合支所 総務課

☎ 55-3701 (直通)

● **厚生年金などに加入して
 いる方（会社員や公務員）**

やその被扶養配偶者の方
 お勤めの会社や役所など
 ● **年金を受給されてる方**
 幡多社会保険事務所

☎ 34-1616

**便利でお得な「前納制度」
 をご利用ください**

1年間の国民年金保険料
 をまとめて納付する「前納制
 度」をご利用いただくと、保
 険料が割引となり、お得です。

平成20年度の前納を現金
 納付で希望される方は、4月
 に社会保険庁から送付され
 る「国民年金保険料納付案
 内書」に添付された前納用納
 付書で4月末日までに金融
 機関・コンビニエンスストアなど
 で納付してください。

平成20年度の保険料額

(平成20年4月から)

1万4,410円(月額)

*1年分の保険料額

〈定額で支払った場合〉

17万2,920円

〈前納で支払った場合〉

16万9,850円

☆3,070円もお得
 毎月の納付も、口座振替

の「早割」なら月額50円お
 得です。詳しくは、社会保
 険事務所へお問い合わせく
 ださい。

**3月 休日・時間外年金相談
 場所／幡多社会保険事務所**

◆ **受付時間延長**

3月は、年金相談の受付
 時間を、平日(月曜～金
 曜)午後7時まで延長し
 ております。

◆ **休日の年金相談口**

日時

3月8日(土)・9日(日)

午前9時30分～午後4時

※年金相談の予約

休日、時間外年金相談の日

につきましては、1カ月前

から電話による予約を受

付けしていますので、お気

軽にご利用ください。

○お問い合わせ

高知社会保険事務局 幡多事務所

☎ 34-1616